

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月26日

【会社名】 株式会社エー・ディー・ワークス

【英訳名】 A.D.Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-5251-7561(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-4500-4200

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
11,513,136,096円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2019年6月3日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)及び2019年6月3日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「発行決議日前日株価」といいます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回り、又は2019年7月1日(以下「条件決定日」といいます。)における終値(終値がない場合は、その翌営業日の終値)が発行決議日前日株価を下回る場合(33円未満となる場合)には実際の新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が上記金額を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月4日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項について、2019年6月25日開催の第93期定時株主総会において本新株予約権無償割当てに係る議案の承認が得られたこと、及び、有価証券報告書(第93期(自2018年4月1日至2019年3月31日))及び臨時報告書をそれぞれ2019年6月25日付及び同年6月26日付で提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

1. 本新株予約権無償割当てを選択した理由

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年6月4日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

2019年6月4日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「2019年3月期(自2018年4月1日至2019年3月31日)の連結業績の概要」及び「2019年3月期(自2018年4月1日至2019年3月31日)の業績の概要」を削除します。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 1 . 取締役会決議日

第22回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2019年6月4日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておきませんが、本新株予約権無償割当て(下記(注)2.に定義します。)においては、()本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、()東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、2019年6月25日開催予定の第93期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本新株予約権無償割当ての実施に関して、当該株主総会にご出席された(書面投票を含みます。)株主の過半数の承認(当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。)を得ることを実施の条件としております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注) 1. 取締役会決議日

第22回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2019年6月4日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておきませんが、本新株予約権無償割当て(下記(注)2.に定義します。)においては、()本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、()東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、2019年6月25日開催の第93期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本新株予約権無償割当ての実施に関して、当該株主総会にご出席された(書面投票を含みます。)株主の過半数の承認(当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。)を得ることを実施の条件としておりましたが、2019年6月25日に開催された本株主総会において、かかる承認が得られました。

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本新株予約権無償割当てを選択した理由

(訂正前)

ディープディスカウントを排除しノンディスカウントで実施する理由

< 前略 >

そこで、ライツ・オフリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントせず、当社普通株式の時価と同額といたします。具体的には、本新株予約権の行使価額は、発行決議日前日株価と同額とし、条件決定日株価が発行決議日前日株価を下回った場合(33円未満となる場合)には条件決定日株価と同額といたします。

本件ファイナンスは、2019年6月25日開催予定の本株主総会における本件ファイナンスに係る議案の承認を条件として実施されますが、発行決議日以降の株価動向によっては、本新株予約権の行使価額が時価を上回った状態(このような場合、本新株予約権の行使は期待できません。)で本新株予約権が発行されることとなる可能性があり、このリスクをできる限り抑制することを目的として、条件決定日における当社普通株式の時価が発行決議日前日株価を下回った場合には、本新株予約権の行使価額は、当該時点の株価と同額とすることといたしました。

< 後略 >

(訂正後)

ディープディスカウントを排除しノンディスカウントで実施する理由

<前略>

そこで、ライツ・オフリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントせず、当社普通株式の時価と同額といたします。具体的には、本新株予約権の行使価額は、発行決議日前日株価と同額とし、条件決定日株価が発行決議日前日株価を下回った場合(33円未満となる場合)には条件決定日株価と同額といたします。

本件ファイナンスは、2019年6月25日開催の本株主総会における本件ファイナンスに係る議案の承認が得られたため予定通り実施されますが、発行決議日以降の株価動向によっては、本新株予約権の行使価額が時価を上回った状態(このような場合、本新株予約権の行使は期待できません。)で本新株予約権が発行されることとなる可能性があり、このリスクをできる限り抑制することを目的として、条件決定日における当社普通株式の時価が発行決議日前日株価を下回った場合には、本新株予約権の行使価額は、当該時点の株価と同額とすることといたしました。

<後略>

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月8日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年7月31日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月4日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2019年6月4日に関東財務局長に提出

なお、当社は、2019年6月25日頃を目処に、事業年度第93期(自2018年4月1日至2019年3月31日)有価証券報告書を、2019年8月8日頃を目処に、事業年度第94期第1四半期(自2019年4月1日至2019年6月30日)四半期報告書をそれぞれ提出し、また、2019年7月22日頃を目処に2020年3月期第1四半期決算短信を公表する予定です。

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第93期(自2018年4月1日至2019年3月31日)2019年6月25日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出

なお、当社は、2019年8月8日頃を目処に、事業年度第94期第1四半期(自2019年4月1日至2019年6月30日)四半期報告書を提出し、また、2019年7月22日頃を目処に2020年3月期第1四半期決算短信を公表する予定です。

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年6月4日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月26日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。